

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or完了	
3	建設部 財務部 地域振興部	建築住宅課 資産税課 定住推進課	人口減少に伴う対応について	後継者(跡継ぎ)がいない空き家が増加しており、ハクビシン等の動物が棲みついてしまう空き家がある。近親者もいない場合の空き家対策について伺う。	【建設部長】 令和7年3月31日時点において、市で把握している空き家の件数は1,166件となっており、そのうち小山田地区では24件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に調査を行ったきたものであり、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっているが、市においても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき「花巻市空家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容は、毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空家問題についての注意喚起をしている。また、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついてしているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付しており、その際には、空き家バンクへの登録や草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫・害獣駆除事業者の一覧などを添付して、所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。空き家の所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、空き家の所有者等へ是正するよう指導し、それでも改善されなければ勧告をする。それでも改善がされなければ改善命令を市から出し、その上で改善が見込まれない場合、行政代執行を行うという流れで、法的措置等をとることになっているが、行政代執行は個人の財産に市が直接手を入れることになり、特に大きな費用もかかるので、その費用回収が見込まれないことがほとんどであり、特定空家等の認定は慎重に対応する必要があると考えている。令和5年12月に施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の中では、適切な管理がなれておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を、管理不全空家等と位置づけ、特定空家等になる前の段階から、所有者等に対して指導や勧告をすることができるようになった。勧告を受けた管理不全空家等の敷地は、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないことになる。 所有者等がいない空き家で、特に危険なこともなく第三者に迷惑などをかけていない空き家については、市において何らかの措置を講じるということではできないものとなる。 相続放棄などにより法定相続人等がいない場合については、相続財産清算制度を活用して、相続財産を売却又は国庫帰属させることとなる。 原則的には、相続放棄人又は被相続人の債権者や特別縁故者などの利害関係人が「民法」の規定に基づき、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求し、選任された相続財産清算人が、被相続人の債権者に対する債務返済や特別縁故者に対する財産分与などを行った上で、残存する相続財産を売却又は国庫帰属させることとなるが、このような手続きが行われず、空き家の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市が「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求し、選任された相続財産清算人が、空家を含む相続財産を売却、解体又は国庫帰属させることとなる。 また、そのまま放置すれば保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、略式代執行などの法的措置をとった上で、相続財産を売却又は国庫帰属させることとなる。 しかし、相続財産清算制度には、相続財産の管理費用などとして高額な予納金を家庭裁判所に納付しなければならないことや、相続財産を売却又は国庫帰属させるまでに長期間を要することとなるため、空家となる前の段階で所有者等に適切な処分等を行っていただくことが、重要な空家対策の一つと考ええる。 市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにした。当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防へのご協力をお願いします。	【建築住宅課】 令和7年3月31日時点において、市で把握している空き家の件数は1,166件となっており、そのうち小山田地区では24件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に調査を行ったきたものであり、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっているが、市においても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき「花巻市空家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容は、毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空家問題についての注意喚起をしている。また、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついてしているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付しており、その際には、空き家バンクへの登録や草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫・害獣駆除事業者の一覧などを添付して、所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。空き家の所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、空き家の所有者等へ是正するよう指導し、それでも改善がされなければ勧告をする。それでも改善が見込まれない場合、行政代執行を行うという流れで、法的措置等をとることになっているが、行政代執行は個人の財産に市が直接手を入れることになり、特に大きな費用もかかるので、その費用回収が見込まれないことがほとんどであり、特定空家等の認定は慎重に対応する必要があると考えている。令和5年12月に施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の中では、適切な管理がなれておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を、管理不全空家等と位置づけ、特定空家等になる前の段階から、所有者等に対して指導や勧告をすることができるようになった。勧告を受けた管理不全空家等の敷地は、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないことになる。 所有者等がいない空き家で、特に危険なこともなく第三者に迷惑などをかけていない空き家については、市において何らかの措置を講じるということではできないものとなる。 相続放棄などにより法定相続人等がいない場合については、相続財産清算制度を活用して、相続財産を売却又は国庫帰属させることとなる。 原則的には、相続放棄人又は被相続人の債権者や特別縁故者などの利害関係人が「民法」の規定に基づき、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求し、選任された相続財産清算人が、被相続人の債権者に対する債務返済や特別縁故者に対する財産分与などを行った上で、残存する相続財産を売却又は国庫帰属させることとなるが、このような手続きが行われず、空き家の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市が「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求し、選任された相続財産清算人が、空家を含む相続財産を売却、解体又は国庫帰属させることとなる。 また、そのまま放置すれば保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、略式代執行などの法的措置をとった上で、相続財産を売却又は国庫帰属させることとなる。 しかし、相続財産清算制度には、相続財産の管理費用などとして高額な予納金を家庭裁判所に納付しなければならないことや、相続財産を売却又は国庫帰属させるまでに長期間を要することとなるため、空家となる前の段階で所有者等に適切な処分等を行っていただくことが、重要な空家対策の一つと考ええる。 市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにした。当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防へのご協力をお願いします。	【定住推進課】 空き家バンク制度は、市内にある空き家を有効活用して移住定住につなげるため、所有者からの申し出によって登録していただき、市のホームページで情報提供を行うことで、市内の空き家を探している方との橋渡しをする制度である。地域の活性化を図るため平成27年度に空き家バンク制度がスタートした。空き家バンクの実績としては、平成27年度の制度開始時から令和8年3月31日までの間で空き家バンクの物件を探したものの登録件数は1,007件、物件の登録数は423件で成約件数は265件となっている。内訳は、売買が217件、賃貸が48件となっている。 売買又は賃貸契約後の物件の活用状況については、住宅としての利用が大半ではあるが、中には住宅兼店舗や会社の社員寮としての利用もあると伺っている。 空き家バンクの登録の流れについては、空き家を空き家バンクに登録したい空き家所有者が市に申請書を提出していただき、市・不動産事業者・所有者の3者立ち合いで当該物件を現地で審査し、現地審査・書類審査ともに適正と判断した場合は、空き家バンクに登録する。調査の結果、管理不十分となった場合には、登録の取り下げをしていただくことになる。物件が未登記の場合は、空き家バンクでの取り扱いをしない。登録された物件については、全国版空き家バンク(LIFEJUL HOME'S(ライフJulホームズ))や当市の移住定住希望者向けサイト(いとこ花巻)において広く情報提供を行っているほか、不動産事業者の仲介の下、物件を登録する方と利用登録者との間で条件等との調整が行われ、合意に至った場合には物件の売買又は賃貸者契約が行われているところである。 空き家バンクの利用に合わせた支援制度として3つあり、1つ目は、空き家活用奨励金という制度で、空き家バンクに登録されている物件について売買又は賃貸借契約を結び、実際にその物件に居住した際には、物件の提供者に10万円の奨励金を交付する。この制度は、令和7年8月までは市外からの移住者と成約した場所に限られていたが、9月からは市内在住者との成約も対象とする拡充を行った。2つ目は、定住促進住宅取得等補助金で、県外から転入される方が空き家バンクを活用して住宅を取得又は賃貸借して花巻市内に居住する場合、空き家の改修費用を補助する制度で、売買の場合は、上限200万円、賃貸の場合は上限100万円の補助金の交付を受けることができるほか、県外から転入した子育て世帯や市外から転入して新たに農業に従事する方が市内に住宅を新築又は購入した場合に支援の対象となる。対象となる世帯において18歳未満の子が複数いる場合には、2人目以降1人につき補助金の上限額を10万円引き上げる。3つ目は、若者世代等空き家取得奨励金等で、自身が居住するために空き家バンクを利用して空き家を取得した39歳以下の方又は県外からの移住者の方につき30万円の奨励金を交付する。39歳以下の方が空き家を取得してリフォームした場合には、補助上限40万円の補助金を交付している。県外から移住者の方が空き家を取得してリフォームした場合には、定住促進住宅取得等補助金による支援を受けることができる。併せて空き家バンクを利用して空き家を取得してリフォームを行った申請者が子育て世帯であった場合は、20万円を加算するものである。 このように、移住定住の促進と空き家活用の推進に向けて様々な取組を行っているが、このような取組についてチラシ配布や花巻市ホームページ、広報紙等での周知を行っているが、このほかにも固定資産税の納税通知書を送付する際に、建物等を所有している方に対し、空き家バンクの登録物件の募集チラシを同封している。このほか、首脳圏で開催される移住フェアに参加し、花巻市への移住・定住に関するPRや相談に対応しているほか、相談者のニーズに応じた「空き家バンクの紹介」などを行っている。今後も引き続き空き家の利活用や移住・定住の推進に努めている。	完了
4	建設部	建築住宅課	人口減少に伴う対応について	小山田地区の空き家24件あるということだが、詳しい情報を把握しているのか。	平成24年に行政区長から寄せられた情報を基にして、その後通報などにより情報を頂戴し、現地確認等の調査を行い把握している。 それらの情報は、市で管理している。個人情報なので詳細はお話できないが、通報を受けた際は、それらの情報を基に所有者に個別に手紙を出している。中には、戸籍等を他市町村に照会し調査しても、所有者を特定できない空き家もある。	平成24年に行政区長から寄せられた情報を基にして、その後通報などにより情報を頂戴し、現地確認等の調査を行い把握している。 それらの情報は、市で管理している。個人情報なので詳細はお話できないが、通報を受けた際は、それらの情報を基に所有者に個別に手紙を出している。中には、戸籍等を他市町村に照会し調査しても、所有者を特定できない空き家もある。	完了	
5	福祉部	地域福祉課	民生委員・児童委員の推薦に関することについて	今年は、民生委員・児童委員の3年に1度の改選期となっている。当小山田地区で5名の推薦要請となっているが、1名の推薦ができない状況にある。 理由の一つとして65歳以上まで勤務する方が増加しており、適任と思われる方が受託していただけない状況である。 民生・児童委員は、ボランティア精神に依拠した形で選任することは、ますます困難になっていくのではないかと考えている。そこで市として職務負担軽減や待遇の改善、民生・児童委員のあり方、選任方法等について、国・県に対して問題提起する考えがないか伺う。	民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ重要な役割を担っていただいている。身分は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員となる。民生委員法に基づき、ボランティアとして活動するため給与はないが、交通費・通信費・研修参加費など必要な活動費が支給される。任期は3年となっており、再任も可能となっている。 民生委員法、厚生労働省の選任要領に基づき、次の手順で委嘱される。 ①市内行政区から市へ推薦 ②市は民生委員推薦会により候補者を審査し、県へ推薦 ③県は地方社会福祉審議会の同意を得て、厚生労働省へ推薦 ④厚生労働大臣が委嘱 花巻市では246名(内主任児童委員26名)が定数であり、現在244名の方が委嘱を受けており、民生委員・児童委員2名に欠員を生じている状況である。 民生委員・児童委員は、地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて幅広い活動を行っている。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員が委嘱される。小山田地区では現在、5名の民生委員・児童委員が活動していただいている。 厚生労働省では、令和6年度に「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を設置しており、その検討会の中で、民生委員の担い手確保が難しかった理由について、民生委員からの主な意見として、次のとおり報告された。 ①高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい ②地域が高齢化して適任者を探しにくい ③仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕がない人が多い ④民生委員の役割、業務内容、業務量が負担である ⑤民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解が得にくい ⑥適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない 実に民生委員の50%以上が、「業務負担」「住民の理解」「高齢化」「高齢者の就労率上昇」等を挙げている。なお、「報酬・活動費」を理由とした回答は約25%となっている。 また、民生委員の担い手確保に効果があると考えられるものとして、民生委員から次の点が挙げられている。 ①行政によるサポート体制の強化 ②業務負担の軽減 ③会費や寄附の協力を得るための個別訪問業務の廃止、削減 ④地区割の見直し、定員増加等による担当世帯数の適正化 ⑤ICTの活用 花巻市においては、民生委員の負担軽減を図るため、一人暮らし高齢者等への訪問による相談対応を行う「地域福祉訪問相談員」を10名配置している。また、民生委員の負担軽減に向けて、今年度民生委員への証明事務及び依頼業務について、庁内・関係機関へ調査を実施した。また、改選期毎に地区割・定員の見直しを行っているが、今年度の改選においては花巻市民生委員・児童委員協議会理事会と協議の上、現在と同様に民生委員・児童委員220名、準児童委員26名の計246名を改選することとして進めている。その外、花巻市民生委員・児童委員協議会での取り組みとして、民生委員制度や活動内容を周知するため、市内の中学生が民生委員活動を体験する「一日こども民生委員」という取り組みを昨年度より実施し、本年度は3地区で実施した。	民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ重要な役割を担っていただいている。身分は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員となる。民生委員法に基づき、ボランティアとして活動するため給与はないが、交通費・通信費・研修参加費など必要な活動費が支給される。任期は3年となっており、再任も可能となっている。 民生委員法、厚生労働省の選任要領に基づき、次の手順で委嘱される。 ①市内行政区から市へ推薦 ②市は民生委員推薦会により候補者を審査し、県へ推薦 ③県は地方社会福祉審議会の同意を得て、厚生労働省へ推薦 ④厚生労働大臣が委嘱 花巻市では246名(内主任児童委員26名)が定数であり、令和8年3月末で242名(民生委員・児童委員217名、主任児童委員25名)現在244名の方が委嘱を受けており、民生委員・児童委員2名3名、主任児童委員1名の欠員を生じている状況である。 民生委員・児童委員は、地域の「地区民生委員児童委員協議会」(花巻市13地区)に所属し、地域の実情に合わせて幅広い活動を行っている。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員が委嘱される。小山田地区では令和8年3月末現在、5名の民生委員・児童委員が活動していただいている。 厚生労働省では、令和6年度に「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を設置しており、その検討会の中で、民生委員の担い手確保が難しかった理由について、民生委員からの主な意見として、次のとおり報告された。 ①高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい ②地域が高齢化して適任者を探しにくい ③仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕がない人が多い ④民生委員の役割、業務内容、業務量が負担である ⑤民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解が得にくい ⑥適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない 実に民生委員の50%以上が、「業務負担」「住民の理解」「高齢化」「高齢者の就労率上昇」等を挙げている。なお、「報酬・活動費」を理由とした回答は約25%となっている。 また、民生委員の担い手確保に効果があると考えられるものとして、民生委員から次の点が挙げられている。 ①行政によるサポート体制の強化 ②業務負担の軽減 ③会費や寄附の協力を得るための個別訪問業務の廃止、削減 ④地区割の見直し、定員増加等による担当世帯数の適正化 ⑤ICTの活用 花巻市においては、民生委員の負担軽減を図るため、一人暮らし高齢者等への訪問による相談対応を行う「地域福祉訪問相談員」を10名配置している。また、民生委員の負担軽減に向けて、今年度民生委員への証明事務及び依頼業務について、庁内・関係機関へ調査を実施した。また、改選期毎に地区割・定員の見直しを行っているが、今年度の改選においては花巻市民生委員・児童委員協議会理事会と協議の上、現在と同様に民生委員・児童委員220名、準主任児童委員26名の計246名を改選することとして進め、令和8年3月末で242名(民生委員・児童委員217名、主任児童委員25名)が委嘱されている。そのほか、花巻市民生委員児童委員協議会での取り組みとして、民生委員制度や活動内容を周知するため、市内の中学生が民生委員活動を体験する「一日こども民生委員」という取り組みを昨年度より実施し、本年度は3地区で実施した。	完了	

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
6	福祉部	地域福祉課	民生委員・児童委員の推薦 に関することについて	民生委員・児童委員を確保できない場合はどうなるのか。	厚生労働省における「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」での担い手確保に向けての意見を紹介する。 ①町会や自治会に頼らない推薦母体の開拓 ②実態に見合った活動費の確保 ③民生委員活動をサポートする者の配置などによる業務負担の軽減など 検討会では引き続き検討する必要があるとしている。③のサポートする者については、花巻市における「地域福祉訪問相談員」となる。検討会における意見に対し厚生労働省では「歴史ある民生委員・児童委員制度を持続可能な制度として次の世代に引き継げるよう検討を進めていきたい」とコメントしているが、現在具体的な方法は示されていない。 なお、民生委員・児童委員における課題について全国市長会が国へ提言していることから、その内容について紹介する。「民生委員・児童委員について、国民の理解が深まるよう広報活動を行うとともに、活動の負担軽減や、報酬の有償化等の処遇改善、年齢要件の緩和など、担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること」と国に対して提言している。花巻市としては、地域の方々が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な制度であると認識しており、引き続き国の動向を注視し、民生員・児童委員協議会と協議を行いながら、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境の整備に引き続き進めていく。地域の方々が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な制度であると認識している。 欠員地区については、当該地区の属する地区民生委員・児童委員協議会内の他地区の委員が補っている。また、同じ行政区内に2人以上の委員を置く場合は、その内1人が欠員である場合は、もう1人が補うこともある。また、相談業務の一部は地域福祉訪問相談員が支援することも可能である。例えば、小山田地区で5名の定数に対して4名になった場合、4人の方でフォローしていただくか、東和地域全体でフォローしていただくこととなる。 選出に困難がある場合については、地域福祉課職員も地域に入り協議していきたいと考えている。	厚生労働省における「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」での担い手確保に向けての意見を紹介する。 ①町会や自治会に頼らない推薦母体の開拓 ②実態に見合った活動費の確保 ③民生委員活動をサポートする者の配置などによる業務負担の軽減など 検討会では引き続き検討する必要があるとしている。③のサポートする者については、花巻市における「地域福祉訪問相談員」となる。検討会における意見に対し厚生労働省では「歴史ある民生委員・児童委員制度を持続可能な制度として次の世代に引き継げるよう検討を進めていきたい」とコメントしているが、現在具体的な方法は示されていない。 なお、民生委員・児童委員における課題について全国市長会が国へ提言していることから、その内容について紹介する。「民生委員・児童委員について、国民の理解が深まるよう広報活動を行うとともに、活動の負担軽減や、報酬の有償化等の処遇改善、年齢要件の緩和など、担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること」と国に対して提言している。花巻市としては、地域の方々が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な制度であると認識しており、引き続き国の動向を注視し、花巻市民生委員・児童委員協議会と協議を行いながら、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境の整備に引き続き進めていく。 欠員地区については、当該地区の属する地区民生委員・児童委員協議会内の他地区の委員が補っている。また、同じ行政区内に2人以上の委員を置く場合は、その内1人が欠員である場合は、もう1人が補うこともある。また、相談業務の一部は地域福祉訪問相談員が支援することも可能である。例えば、小山田地区で5名の定数に対して4名になった場合、4人の方でフォローしていただくか、東和地域全体でフォローしていただくこととなる。 選出に困難がある場合については、地域福祉課職員も地域に入り協議していきたいと考えている。	完了
7	福祉部	長寿福祉課	民生委員・児童委員の推薦 に関することについて	除雪支援の申請をして、市からシルバー人材センターを使用するよう連絡がきたが、シルバー人材センターから、除雪はできないと断られたことがあった。 民生委員が繁いでも、相手に受けてもらえないなら、民生委員が自分で動かなければならなくなる。結局、私がボランティアで行った。一人暮らしでお金がなく病院に行くのも大変となると、民生委員が面倒を見ることになる。	除雪支援事業については至らない対応で、ご負担をお掛けし申し訳なかった。除雪支援事業を担っていただけの事業者であるシルバー人材センター等とも協議しながら支援ができるよう努めていきたい。	本市では、自力で除雪が困難な65歳以上の高齢者等の世帯を対象に、玄関から公道までの区間の除雪を支援する花巻市高齢者世帯等除雪支援事業を実施している。この事業は、要介護認定や要支援認定を受けた方などが対象となり、市と契約した団体による除雪作業にかかる一部の費用をご負担いただく形で利用できる。 令和6年度までは本事業をシルバー人材センターのみが受託していたが、令和7年度は東和地域においてシルバー人材センターに加え3事業者が受託しており、支援の体制を拡充している。 今後も本事業の受託団体と連携を図りながら、高齢者世帯の除雪に伴う安全確保を行い、過ごしやすい生活を維持できるよう支援していく。	完了
8	東和総合支所	東和地域振興課	クマ出没時の広報について	先日前田地区でクマの出没があったが、熊の出没を知らない人がいた。有線放送やスマホでも情報は入るが、広報車を増やし、はやく周知してもらえないか伺いたい。	【市長】 前田地区のクマに関しては、飼料を食べており危険であると判断し、広報を強めた。スマホを見ていない方もいると思うが、モバイルメールが届くのでご覧いただきたい。使い方が分からない方がいるのであれば、利用方法をホームページや広報に載せたり、窓口で教えるなど検討する。 クマの出没が多く職員が相当疲弊しており、簡単に広報車を増やすとは約束できない。先日の熊情報も何回も広報し、各地区にチラシも配布した。8月1日号の広報はなまきでもクマの特集を掲載する。 例えば広報車が40キロで走っていて聞こえないのであれば、ゆっくり走るなど検討できる。 【東和総合支所長】 今後も広報の部分は警察・猟友会・東和分署と連携して行っていき、広報車の回り方、スピード等は検討する。 熊出没情報等を得るためのネット、スマホによる登録手続きの方法等、クマに関連して分からないことがあれば、東和総合支所地域振興課へ相談いただきたい。 クマの出没情報の通報等、皆さんの協力をお願いします。 【地域振興課追記】 警察は、必要と思われる家庭等に訪問周知している。 消防署、猟友会は、適宜、パトロールを実施している。 東和地域支援通信の8月1日号で、花巻市LINE公式アカウント、いわてモバイルメールでの熊出没情報が確認出来るよう、登録手続きをご紹介した。	今後も広報の部分はご意見の中でも触れていた通り、有線放送であったり、モバイルメール等のほか、警察・猟友会・東和分署と連携し広報を行うとともに、地域の皆様に聞き取りやすよう、広報車の回り方、スピード等は検討する。 また警察により、近隣住戸に対し、戸別訪問を実施されている。 熊出没情報等を得るためのネット、スマホによる登録手続きの方法等、クマに関連して分からないことがあれば、東和総合支所地域振興課へ相談いただきたい。 クマの出没情報の通報等、皆さんの協力をお願いします。	完了